

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事費

#### (料金及び工事費)

- 第41条** 当社が提供するソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。
- 2 当社が提供するソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払い義務

#### (基本使用料等の支払い義務)

- 第42条** 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりそのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスについての料金
2 (E)データチップの変更に伴って、当社の都合によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

#### (通信料の支払い義務)

- 第43条** 契約者は、その契約者回線から行った通信等(当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みま

す。)について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第1表第2(通信料)又は4G通信サービス契約約款の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

- 2 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつたときは、料金表第1表第2の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### (解除料の支払い義務)

**第43条の2** 契約者は、料金表第1表第1の規定に該当する場合には、料金表第1表第3(解除料)に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項に規定する通知を行う場合、契約者が料金表第1表第3(解除料)の規定による解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめ電子メール等により通知します。この場合において、通常、契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

#### (手続きに関する料金の支払い義務)

**第44条** 契約者は、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあつたときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

#### (ユニバーサルサービス料の支払い義務)

**第45条** 契約者は、料金表第1表第5(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

#### (電話リレーサービス料の支払い義務)

**第45条の2** 契約者は、料金表第1表第6(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

#### (工事費の支払い義務)

**第46条** 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつたときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があつたときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつた時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (契約者以外の者による料金の支払い)

**第 46 条の 2** 契約者及び契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の同意のもと、契約者のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。）の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

### 第 3 節 料金の計算等

#### （料金の計算等）

**第 47 条** 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

### 第 4 節 預託金

#### （預託金）

**第 48 条** 契約者又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス利用権を譲り受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合には、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用に先立って（譲渡の場合はその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。

(3) 第 32 条（ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止）第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、当社が別に定める額（1 契約ごとに 10 万円以内とします。）とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の解除又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス利用権の譲渡等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

### 第 5 節 割増金及び延滞利息

#### （割増金）

**第 49 条** 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### （延滞利息）

**第 50 条** 契約者は、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務（預託金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。